

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業

基本契約書

(案)

令和7年7月

足柄上衛生組合

目次

(前文)	1
(目的等)	2
(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	2
(事業の概要等)	2
(役割分担)	2
(建設JVの組成)	3
(SPCの運営)	3
(運営管理JVの組成)	5
(事業契約)	6
(設計建設期間の業務)	6
(運営管理期間の業務)	7
(再委託等)	8
(権利義務の譲渡の禁止)	8
(損害賠償)	8
(特定部品等)	9
(契約の終了)	10
(秘密保持等)	12
(管轄裁判所)	13
(誠実協議)	13
(別紙1)	15
(別紙2)	16
(別紙3)	17
(別紙4)	18
(別紙5)	19

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業(以下「本事業」という。)に関して、足柄上衛生組合(以下「甲」という。)は、末尾の「受注者」欄に記名捺印した各当事者(以下総称して「乙」という。)の間で、本件事業に関する基本的事項について合意し、次の内容の基本契約(以下、「本書」又は「基本契約」という。)を締結した。

前 文

甲は、本事業について、令和7年6月に「新可燃ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針」を公表した。

甲は、上記実施方針を踏まえ、本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により公募・選定するものとし、令和7年7月に「可燃ごみ処理施設整備・運営事業 公募説明書」を公表し、これと一体として本事業に係る要求水準書(その後の修正を含む。以下「要求水準書」という。)、優先交渉権者選定基準書、様式集その他の資料(質問回答の結果のみならず、その後の修正も含むものとする。以下総称して「公募説明書等」という。)を配布した。

甲は、公募説明書等に従い、_____ (以下「代表企業」という。)を代表企業とする _____ グループを、同グループから提出された参加表明書、企画提案書、提案設計図書など一式の書類(当該書類に対する説明内容等も含む。以下「事業者提案」という。)に基づき、優先交渉権者として決定し、同グループの構成企業である構成員及び協力企業との間で、本事業に関し、令和____年____月____日付で基本協定書(以下「基本協定」という。)を締結した。

構成員は、基本協定第3条の定めに従い、本事業に係る運営管理業務の遂行を行わせるために、SPCを設立した。(※SPC を設立しない場合には削除)

甲及び乙は、本事業の実施に関し、以下のとおり合意する。なお、かかる合意は、基本協定第5条の定めに従い、甲及び乙が、本事業に関する事業契約(第7条第1項に定義する。)を締結するにあたり、本事業の全般に亘る事項や本事業に係る当事者間の基本的了解事項について確認するための基本合意である。基本契約は、第7条第1項各号所定の各契約と不可分一体として事業契約を構成するが、本書は基本契約であって、事業契約(第7条第1項に定義する。)の締結を甲に対して強制するものではなく、事業契約の締結並びに事業契約に基づく債務負担行為につき足柄上衛生組合議会の議決を得た日に全ての事業契約は一体のものとして契約としての効力を生ずることを確認する。なお、議会で可決されず本契約が成立しないときは、この仮契約は無効とし、これにより乙に生ずる如何なる損害についても、甲は、その責めを負わない。

(目的等)

第1条 基本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 基本契約において使用されている用語は、基本契約において別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解されるべき場合でない限り、公募説明書等において使用された用語と同一の意味を有するものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 乙は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業の概要等)

第3条 本事業の概要は、別紙1記載のとおりとする。

2 本事業の日程は、別紙2記載の日程(以下「事業日程」といい、同別紙第1項所定の期間を「設計建設期間」といい、同別紙第2項所定の期間を「運営管理期間」という。)のとおりとする。

3 本事業における設計建設及び運営管理の対象施設は、別紙3記載の各施設(以下総称して「本施設」といい、同別紙第1項記載の施設を個別に「エネルギー回収型廃棄物処理施設」という。)とする。

4 本事業において、乙が行う業務は、別紙4記載のとおりとし、乙を構成する各当事者は、当該当事者が遂行すべき業務を遂行するものとする。

5 本事業において、甲が行う業務は、別紙5記載のとおりとし、甲は、甲が本事業を実施するために必要な循環型社会形成推進交付金申請その他各種申請手続を行うものとし、乙は、当該申請手続に必要な書類の作成その他甲が要請する事項について甲を支援するものとする。

(役割分担)

第4条 本事業の遂行において、乙を構成する各当事者は、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任のみを負うものとし、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

(1)建設事業者は、設計建設期間において、甲から別紙4第1項記載の各業務(以下総称して「設計建設業務」という。)の一切を一括して請け負い、これを遂行して本施設を甲に引き渡す。

(2)運営管理期間において、乙は、甲から別紙4第2項記載の各業務(以下総称して「運営管理業

務」という。)を受託し、運営管理業務の履行のために必要な人員を確保し、運営管理業務を実施する。

(建設JVの組成)

第5条 建設事業者は、設計建設業務を一括して請け負うにあたり、事業者提案に基づき、建設事業者から成り、かつ代表企業を代表者とする特定建設工事共同企業体(以下「建設JV」という。)を組成するものとし、建設JVの組成及び運営に関し、特定建設共同企業体協定書を締結のうえ、これを維持するものとする。ただし、建設事業者が1社である場合には、この限りでない。

2 建設JVは、前項の定めるところに従って協定書を締結した場合、速やかに、その写しを甲に対して提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を甲に対し提出するものとする。

【※SPC を設立する場合】

(SPCの運営)

第6条 構成員は、本事業の業務の一部である運営管理業務を遂行させることのみを目的として、SPCを適法に新設したものであることを確認する。

2 構成員は、甲に対し、SPCの運営に関し、次の各号に定めるとおり、これを遵守することを確約する。

(1)SPCは会社法(平成17年法律第86号)(その後の変更を含め、以下「会社法」という。)上の株式会社であるところの取締役会設置会社、監査役設置会社、会計監査人設置会社、かつ株券不発行会社とすること。

(2)SPCの本店住所地を南足柄市内、中井町内、大井町内、松田町内、山北町内又は開成町以外の土地に移転させないこと。

(3)SPCの担当する業務は、運営管理業務の受託及び基本契約においてSPCが担当すべきとされるその他の業務のみとし、SPCの目的をその範囲に限定すること。

(4)SPCの株式は株券を発行せず、譲渡制限株式の1種類とし、SPCの定款に会社法第107条第2項第1号所定の定めを規定すること。

(5)SPCの資本金を運営管理期間の開始までに事業者提案により提案された資本金額とし、運営管理期間を通じて、これを維持すること。

(6)SPCの決算期を3月末日とすること。

(7)構成員の全てがSPCの出資の全額を出資していること、並びに、代表企業がSPCについて総議決権の50%以上を有する構成員であることを確認のうえ、運営管理期間を通じて、かかる状態を

維持し、かつ、甲の事前の同意なくして、これを変更し又は構成企業以外の者による出資は行わせないこと。

(8) 構成員は、SPCが債務超過に陥った場合、資金繰りの困難に直面した場合など、本事業の実施に重大な支障が生じる懸念がある場合において甲が請求したときは、構成員の全部が連帯して又はいずれかの構成員が単独で、SPCを倒産させず、SPCが運営管理委託契約上の債務を履行できるよう、運営管理委託契約上の契約金額を20で除した金額を上限として、SPCへの追加出資、劣後融資その他甲が適切と認める支援措置を講ずるものとする。なお、SPCが事業契約におけるなんらかの債務を怠り(契約不適合も含む)それにより損害賠償義務を負担した場合は、当該損害賠償義務については構成員がその全額につき甲にたいして連帯責任をおうものとする。

(9) SPCが運営管理業務を実施するための人員を確保すること及び構成員がこれに協力すること。

3 構成員は、各自の保有する議決権を行使して、本条第2項第1号から第6号の定め反してSPCの本店所在地、SPCの目的、SPCの資本金額、SPCの決算期その他の定款変更を行う株主総会議案に賛成しないものとする。

4 SPCは、基本契約締結後速やかに、甲に対し、現行定款の原本証明付写しを提出するものとし、その後、その定款を変更したときには、その都度速やかに変更後の定款の原本証明付写しを、甲に対して提出するものとする。

5 構成員は、甲に対し、本条第2項各号に規定される内容を履行することを、連帯して約束する。

6 構成員は、甲の要請に応じ、その保有するSPCの株式に対し、甲の事業契約(第7条第1項に定義された意味を有する。)の履行請求権等を被担保債務として、甲との間で甲が別途定める様式及び内容で株式担保権設定契約書を締結のうえ、甲のために第一順位の株式担保権を設定し、対抗要件を具備するものとする。

7 前項に定める場合を除くほか、構成員は、基本契約の終了に至るまで、次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を甲に対して書面により通知し、その承諾を得なければ、これをしてはならない。この場合において甲に対して行う通知には、当該行為の内容、当該行為の相手方、新しく株主又は筆頭株主になる者の住所及び氏名又は商号並びに当該行為後のSPCの議決権比率その他甲が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 構成企業以外の第三者に対するSPCの株式の譲渡、担保権設定又はその他の処分

(2) 構成企業以外の第三者による出資を認めることとなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資

(3) 代表企業の出資比率又は議決権保有割合がSPCの出資者中最大とならなくなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資並びに構成企業間でのSPCの株式の譲渡、担保設定その他の処分

(4) エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計建設を担当する建設事業者が代表企

業又は構成員でなくなるSPCの株式の譲渡、担保設定その他の処分

(5) 運営管理期間内にSPCの資本金を事業者提案により提案された資本金額以下にする減資

8 乙は、前項の定めるところに従って甲の承諾を得て前項各号所定のいずれかの行為を行った場合には、当該行為に係る第三者との間の契約書その他当該行為を証する書類の写しを、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る甲所定の書式の誓約書、変更後の定款の写しその他甲が必要とする書面を添えて甲に対して提出するものとする。

9 SPCは、経営の透明性を確保するために、毎事業年度の2月末日までに、翌事業年度の経営計画書(損益計算書及びキャッシュフロー計算書)を、SPCが別途定めて甲が承認した様式により作成のうえ、甲に提出するものとする。甲は、当該経営計画書を確認し、疑義がある場合には、SPCに対し、質問、修正要望等を行うことができるものとする。この場合、SPCは、甲の質問、修正要望等に誠意をもって対応しなければならない。

10 SPCは、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る計算書類、事業報告、付属明細書及びキャッシュフロー計算書並びに監査報告書を、毎事業年度終了後3ヶ月以内に甲に提出するものとする。甲は、必要があると認める場合、受領した書類の全部又は一部を公表することができるものとする。甲は、受領した書類を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。

【※SPC を設立しない場合】

(運営管理JVの組成)

第6条 運営管理事業者は、運営管理業務を一括して請け負うにあたり、事業者提案に基づき、建設事業者から成る共同企業体(以下「運営管理JV」という。)を組成するものとし、運営管理JVの組成及び運営に関し、同企業体協定書を締結のうえ、これを維持するものとする。ただし、運営管理事業者が1社である場合には、この限りでない

2 運営管理JVは、前項の定めるところに従って協定書を締結した場合、速やかに、その写しを甲に対して提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を甲に対し提出するものとする。

3 運営管理事業者は、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る計算書類、事業報告、付属明細書及びキャッシュフロー計算書並びに監査報告書を、毎事業年度終了後3ヶ月以内に甲に提出するものとする。甲は、必要があると認める場合、受領した書類の全部又は一部を公表することができるものとする。甲は、受領した書類を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。

(事業契約)

第7条 乙は、本事業に関し、甲との間で、基本契約に基づき、次の各号所定の各契約を締結することにより、当該各契約をもって不可分一体の事業契約(本書において総称して「事業契約」という。)を締結する。事業契約が締結された場合、基本契約もそれらと不可分一体の契約とされる。

- (1)建設JV又は建設事業者をして、設計建設業務に関し、甲との間で、公募説明書等に案文が掲げられた建設工事請負契約書(本書において「建設工事請負契約」という。)を基本契約の締結日付で締結させる。
 - (2)運営管理業務に関し、乙は甲との間で、公募説明書等に案文が掲げられた運営管理業務委託契約書(本書において「運営管理業務委託契約」という。)を基本契約の締結日付で締結する。
- 2 事業契約の締結は、本条その他基本契約によるほか、甲が定める条例、規則等その他日本国の法令によるものとする。
 - 3 甲の定める条例、規則等その他日本国の法令及び事業契約に定めのない事項については、必要に応じて甲が乙と協議のうえで定める。事業契約の条項の適用を除外する場合についても、同様とする。
 - 4 甲の定める条例、規則等その他日本国の法令の規定と事業契約の規定とが相互に付合しないときは、取締法規及び強行法規を除き、事業契約の定めるところによるものとする。

(設計建設期間の業務)

第8条 設計建設期間における設計建設の概要は、公募説明書等記載のとおりとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、建設JV又は建設事業者は、建設工事請負契約の定めるところに従い、建設工事請負契約締結後速やかに、設計に着手し、公募説明書等及び事業者提案に基づき工事に着工させ、本施設を設計建設期間の満了日までに完成させて甲への引渡しを完了するものとする。
- 3 建設事業者は、設計建設業務の実施にあたり、第三者の特許権等(特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作者人格権、営業秘密その他条約、法令等に基づき又は自然権として保護される一切の知的財産及び情報をいう。以下同じ。)を侵害しないように十分な事前調査を行い、第三者の特許権等を侵害せず、また、第三者の有する特許権等による本施設の運営管理が侵害しないよう必要な措置をとるものとし、第三者の有する特許権等の侵害に起因して生じる甲又は第三者の損害の一切を賠償する。
- 4 前各項の定めるところのほか、設計建設業務の詳細は、建設工事請負契約の定めるところに従うものとする。

(運営管理期間の業務)

第9条 運営管理期間における運営管理業務の概要は、公募説明書等記載のとおりとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、運営管理業務に係る各業務遂行期間は、いずれも運営管理期間とし、運営管理期間の初日において、本施設の運営を開始するとともに、運営管理業務の各業務の実施が開始され、これらを運営管理期間の満了日に終了するものとする。
- 3 前各項の定めるところのほか、運営管理業務の詳細は、運営管理委託契約の定めるところに従いこれを確実に遂行すること。
- 4 乙は、運営管理委託契約に定める義務を履行するうえで、SPCと運営管理事業者(以下「デフォルト運営管理事業者」という。)の間の契約(本条において「既存契約」という。)が解除その他の事由の如何を問わず、運営管理期間の途中で終了する場合その他デフォルト運営管理事業者に起因してSPCによる業務の履行が全うされないおそれを甲が合理的に認めてSPCに要請した場合には、かかるデフォルト運営管理事業者を除く乙は、デフォルト運営管理事業者に代わってSPCによる業務の遂行を確実にせしめる者の候補者(ただし、公募説明書等の定める運営管理事業者の備えるべき参加資格条件の全てを満たすものとする。以下「運営管理事業者後継候補者」という。)を探索し、デフォルト運営管理事業者に代わってSPCによる業務の遂行を確実にせしめることにつき、運営管理事業者後継候補者から内諾を得たうえで運営管理事業者後継候補者の情報その他甲が合理的に求める情報を開示して運営管理事業者後継候補者への業務の引継の検討を書面で甲に打診することができる。当該打診が運営管理委託契約又は基本契約を解除する前になされかつ当該打診に取り組むべき合理的な理由がある場合においては、法令その他甲の定める諸規定が許容する限り、甲は、当該打診を甲において検討する期間中、運営管理委託契約及び基本契約を解除しないことができる。(※SPC を設立しない場合は本項削除)
- 5 甲は、前項の定めるところに従って運営管理事業者後継候補者への業務の引継を検討した結果、当該引継の妥当性、必要性、許容性を合理的に認めた場合において、当該引継が法令その他甲の定める諸規定の定めるところに従って許容されるときは、当該引継を承諾する旨の通知をSPCに対して行うものとする。当該通知を受領した場合、SPCは、デフォルト運営管理事業者及び運営管理企業後継候補者との間で、SPCとデフォルト運営管理事業者との間の既存契約上のデフォルト運営管理事業者の地位を運営管理事業者後継候補者に承継させるか、又は既存契約の全部又は一部を解除して解除した既存契約に代わる契約その他必要な契約を締結することができ、SPC以外の乙も、これに合理的な協力を尽くすものとし、当該契約の締結後直ちに、その写しを甲に提出する。(※SPC を設立しない場合は本項削除)
- 6 第4項及び第5項の適用がある場合、乙は、甲に追加の財政支出が生じないよう努め、追加の財政支出が生じた場合には、かかる生じた財政支出に相当する金額を連帯して甲に補償するものとする。(※SPC を設立しない場合は本項削除)

(再委託等)

第10条 設計建設業務の再委託又は下請けに関し、建設JV又は建設事業者は、建設工事請負契約の定めるところに従う。

2 運営管理業務に関し、SPCは、運営管理委託契約の定めるところに従うほか、運営管理事業者以外の第三者に再委託し又は下請けしてはならない。(※SPC を設立しない場合は本項削除)

2 運営管理業務の再委託又は下請けに関し、運営管理JV又は運営管理事業者は、運営管理委託契約の定めるところに従う。(※SPC を設立する場合は本項削除)

3 前各項の定め適用を損なうことなく、乙は、設計建設業務の実施において、地元業者の活用や資材調達、地域産資材の利用に努めるとともに、運営管理業務の実施においても本組合の構成市町内での雇用確保・地元発注に努めるなど、本事業を通じて地域への貢献に配慮するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第11条 甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく基本契約上の権利義務につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

2 前項の定めにかかわらず、第9条第4項及び第5項の定めるところに従って運営管理事業者後継候補者がデフォルト運営管理事業者からその業務を承継する場合には、乙は、運営管理事業者後継候補者をして、デフォルト運営管理事業者の基本契約上の地位並びに当該地位に基づく権利及び義務(ただし、既発生のもは除かれるものとする。)を運営管理事業者後継候補者に承継させるものとし、甲及び乙は、これを承諾するほか、覚書等の締結その他必要な合理的な協力を行うものとする。(※SPC を設立しない場合は本項削除)

(損害賠償)

第12条 各当事者は、基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切(合理的に算出される一切の弁護士費用や人件費も含む)を賠償しなければならない。ただし、この場合におけるいずれかの乙の甲に対する賠償義務については、他の事業者(協力企業を除く。)も連帯して責任を負うものとし、甲は、協力企業以外の乙の全部に対して、甲が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。

(特定部品等)

第13条 本事業の遂行にあたり、次のいずれかに該当する物品等(以下「特定部品等」という。)が使用された場合、本施設の運営管理のために甲が請求したときは、事業日程終了後においても、甲又

は甲が指定する第三者に対して、甲が合意する条件で特定部品等を供給・使用許諾等しなければならない。ただし、甲は、事業日程終了後において、乙が特定部品等の供給・使用許諾等、本施設の実施に必要な業務等の実施の下請け又は再委託その他の支援、協力等を求めた場合、これを不合理に拒絶、留保又は遅延せず、その条件(特定部品等の供給・使用許諾等の価格、下請け又は再委託の対価条件を含むが、これらに限られない。)について誠実に協議する。なお、かかる協議が調わない場合には、協議の結果を踏まえて合理的な条件を甲が決定して乙に対して提示することができ、乙は、これに応じるものとする。

(1)乙又は第三者が有する特許権等を使用して開発、製作されるなど乙又は第三者からの調達、許諾等が不可欠である部品、プログラム(著作権法(昭和45年法律第48号)第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。以下同じ。)又はデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。以下同じ。)

(2)本施設独自の製品(プログラム及びデータベースを含む。)であり、建設事業者以外では性能・機能を満足する製品を製作出来ない可能性が高い部品、プログラム又はデータベース

(3)その他建設JV又は建設事業者が建設工事請負契約の履行のために自ら企画し、開発し、製作し又は第三者をして企画させ、開発させ、製作させるなど別段の費用等を投じて本施設の工事の施工に用いた消耗品、備品、部品、部材その他材料、施工方法、プログラム又はデータベース等

(4)その他SPCによる運営管理契約の履行のために乙により企画され、開発され、製作され又は第三者をして企画させ、開発させ、製作させるなど別段の費用等を投じて本施設の運営管理業務等の遂行に用いられる消耗品、備品、部品、部材その他材料、施工方法、プログラム又はデータベース等

2 乙は、本事業の遂行にあたり、また、事業日程終了後においても、次に掲げる行為を、自ら行い又は発明者、著作権者その他の権利者(もしあれば)をして行わせてはならないものとする。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1)本施設の運営管理に必要又は関連する特許権等を第三者に譲渡し若しくは承継させ又は担保提供その他の処分をすること。

(2)本施設の運営管理に必要又は関連する特許権等のうち、営業秘密の内容を公表すること(ただし、既に公表された事項についてはこの限りでない。)

(3)本施設の運営管理に必要又は関連する特許権等のうちの著作権の対象となるか又はその可能性の認められる著作物の複製、頒布、展示、改変及び翻案をすること。

3 乙は、事業日程終了後において、自己の特定部品等の製造・保守等を中止する場合、甲に対して、当該特定部品等の製造・保守等に必要で一切の情報又は当該特定部品等の代替品に係る情報(調達に必要な情報を含む。)を書面で通知するものとし、当該通知を甲が受領後1年を経過するまでは、当該特定部品等の製造・保守等を中止できない。

- 4 乙は、自己の特定部品等の製造・保守等を前項の定めるところに従って中止する場合に、甲の要請があるときは、事業日程終了後10年を経過するまで、当該特定部品等に使用する自己の特許権等の存続期間中、無償で、甲若しくは乙又はそれらの指定する第三者に対して実施権又は利用権を許諾するものとする。

(契約の終了)

第14条 事業契約の締結並びに事業契約に基づく債務負担行為について足柄上衛生組合議会の議決を得て本契約としての効力を生じ、事業契約の終期まで、事業契約の各規定は、甲及び乙を法的に拘束するものとする。乙は、【SPC／運営管理JV又は運営管理事業者】をして、運営管理委託契約の定めるところに従い、運営管理期間終了後の引継ぎ時において甲の定める要求水準を満足する状態で本施設を甲又はその指定する第三者に引継ぐものとする。なお、乙は、運営管理期間終了後の措置について、運営管理期間の15年目に甲との協議を開始しなければならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、基本契約以外の事業契約の全てが終了した日をもって基本契約は終了するものとする。

- 3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面で通知することにより、基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、甲の第12条に基づく乙に対する損害賠償請求を妨げない。

(1)本事業の公募手続に関して、構成企業の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合。

- ①公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為(以下、「独占禁止法違反行為」という。)があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、乙が当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)を提起しなかったとき。

- ②公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、乙が処分の取消しの訴えを提起しなかったとき。

- ③乙が本条①又は②の場合に処分の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

- ④排除措置命令又は課徴金の納付命令(乙に対する命令で確定したものをいい、乙に対して行われていない場合は、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における該当命令をいう。)が行われた場合において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- ⑤本条④の命令により、乙に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件につ

いて、公正取引委員会が乙に対し、課徴金の納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。)

⑥乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)に対する刑法第96条の6若しくは、第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(2) 暴力団排除措置に関する事項として、次の各号のいずれかに該当する場合。

①役員等(乙が法人である場合にはその役員又は、その支店若しくは本業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。)が暴力団員であると認められるとき。

②暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が同条①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑦乙が、同条①から⑤のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(同条⑥に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(3) その他、構成企業の全部又は一部が甲の指名停止の措置を受けたとき又は本事業の公募手続に係る公募説明書等に定められた参加資格要件を喪失したとき。

4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面で通知することにより、基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、乙の第12条に基づく甲に対する損害賠償請求を妨げない。

(1) 甲が、基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、乙が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が是正されないとき。

(2) 締結している基本契約以外の事業契約が乙により解除された場合。

5 前各項の定めにかかわらず、基本契約の終了後も、第12条、第13条、第15条及び第16条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

6 甲は、締結している基本契約以外の事業契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合、当該事業契約の相手方当事者に対し、損害賠償のほか、当該事業契約が定める違約金を請求することができるものとし、当該相手方当事者及び当該特定事業契約の契約当事者である他の事業者(も

しいれば)は、甲に対し、当該違約金支払債務を連帯して負担する。この場合において、当該事業契約について契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって当該違約金に充当することができる。

(1) 当該相手方当事者が、当該事業契約の債務の履行を拒否し又は当該相手方当事者の責めに帰すべき事由によって、当該事業契約の債務について履行不能、履行遅滞、不完全履行又は契約不適合となった場合

(2) 次の各号に掲げる者が当該事業契約を解除した場合

① 当該相手方当事者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法

(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人

② 当該相手方当事者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

③ 当該相手方当事者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

(秘密保持等)

第15条 甲及び乙は、本業務に関連して相手方から秘密情報として受領した情報(以下、「秘密情報」という。)を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本業務の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、この契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 前項にかかわらず、乙は、本業務の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

3 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示時に公知である情報

(2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 甲及び乙がこの契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

4 第1項の定めにかかわらず、甲及び乙は次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さず、この場合は開示後速やかに通知を行うものとする。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令等に従い開示が要求される場合に合理的に必要な最小限の範囲で当該秘密情報を開示す

るとき

(3)権限ある官公署の命令に従う場合に合理的に必要な最小限の範囲で当該秘密情報を開示するとき

(4)甲と乙につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザー及び乙の下請企業に開示する場合

(5)甲が本業務の一部を乙以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限る。

5 甲がこの契約終了後に本施設の運転管理又は維持管理を受託する者を選定するために必要な場合に合理的に必要な最小限の範囲で当該秘密情報を開示するとき。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限る。なお、かかる場合、甲は乙と開示の範囲及び内容を事前に協議しなければならない。

(管轄裁判所)

第16条 本協定に係る紛争の訴訟は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすること。

(誠実協議)

第17条 基本契約に定めのない事項について必要が生じた場合又は基本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。

基本契約の成立を証するため、本書[]通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(発注者)

(受注者)

(代表企業／建設事業者／構成企業)

[所在地]

[商号]

(運営管理事業者／構成企業)

[所在地]

[商号]

(SPC)

[所在地]

[商号]

事業の概要

1 事業の名称

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業

2 施設所在地の立地条件

所在地

神奈川県南足柄市内山48-1（南足柄市清掃工場用地）

3 敷地面積

8,218.36m²

4 都市計画事項

- | | |
|--------------|--|
| ① 用途地域 | :市街化調整区域 |
| ② 防火地域 | :指定なし |
| ③ 高度地区 | :指定なし |
| ④ 建ぺい率 | :50%以下 |
| ⑤ 容積率 | :100%以下 |
| ⑥ 道路斜線規制 | : $\angle 1.25$ |
| ⑦ 隣地傾斜規制 | :20m $\angle 1.25$ |
| ⑧ 都市計画決定 | :ごみ処理施設 |
| ⑨ 景観条例(南足柄市) | :田園・里山景観ゾーン |
| ⑩ 土砂災害防止法 | :土砂災害警戒区域(急傾斜地) |
| ⑪ 水防法 | :浸水想定区域(3.0~5.0m未満) |
| ⑫ 工場立地法 | :発電を行い且つ建築面積 3,000m ² 以上の場合 |

以上

事業日程

1 設計建設期間

建設工事請負契約締結日から令和12年3月31日まで

2 運営管理期間

令和12年4月1日から令和32年3月31日まで

以上

施設の概要

- 1 エネルギー回収型廃棄物処理施設:80t/日(40t/日×2炉)
- 2 管理棟(合棟の場合、前項に含む)
- 3 計量棟(合棟の場合、前項に含む)
- 4 洗車棟
- 5 その他(外構等)

以上

事業者が行う業務

1 設計建設業務

- (1) 設計業務(本業務に必要となる各種調査を含む)
- (2) 建設業務(敷地造成工事、電気供給配線に係る工事含む)
- (3) その他別紙5に記載されていない本事業の開始のために必要な一切の関連業務(各種手続きなど)

2 運営管理業務

- (1) 運転管理業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 環境管理業務
- (4) 情報管理業務
- (5) 資源化業務
- (6) 防災管理業務
- (7) その他関連業務(洗車場、植栽管理、清掃、夜間・休日等の対応等別紙5に記載されていない運営管理に関する一切の業務)

以上

発注者が行う業務

1 設計建設に関する業務

- (1) 建設工事に関する地元同意取得などの対応
- (2) 一般廃棄物処理施設の設置届出
- (3) 循環型社会形成推進交付金申請手続き
- (4) 設計施工監理の実施

2 運営管理に関する業務

- (1) 運営モニタリング業務
- (2) 処理対象物の搬入業務
- (3) ごみ処理に伴う処分業務(ごみ処理に伴い発生する処理不適合物等。ただし、処理不適合物等の搬出車両への積込みと搬出・運搬業務は事業者の業務範囲とする。)
- (4) 受注者において対応できない、又は住民が発注者を指名した場合の住民対応業務
- (5) 運営管理業務委託費の支払い業務
- (6) 余剰電力の売却にかかる業務

以上